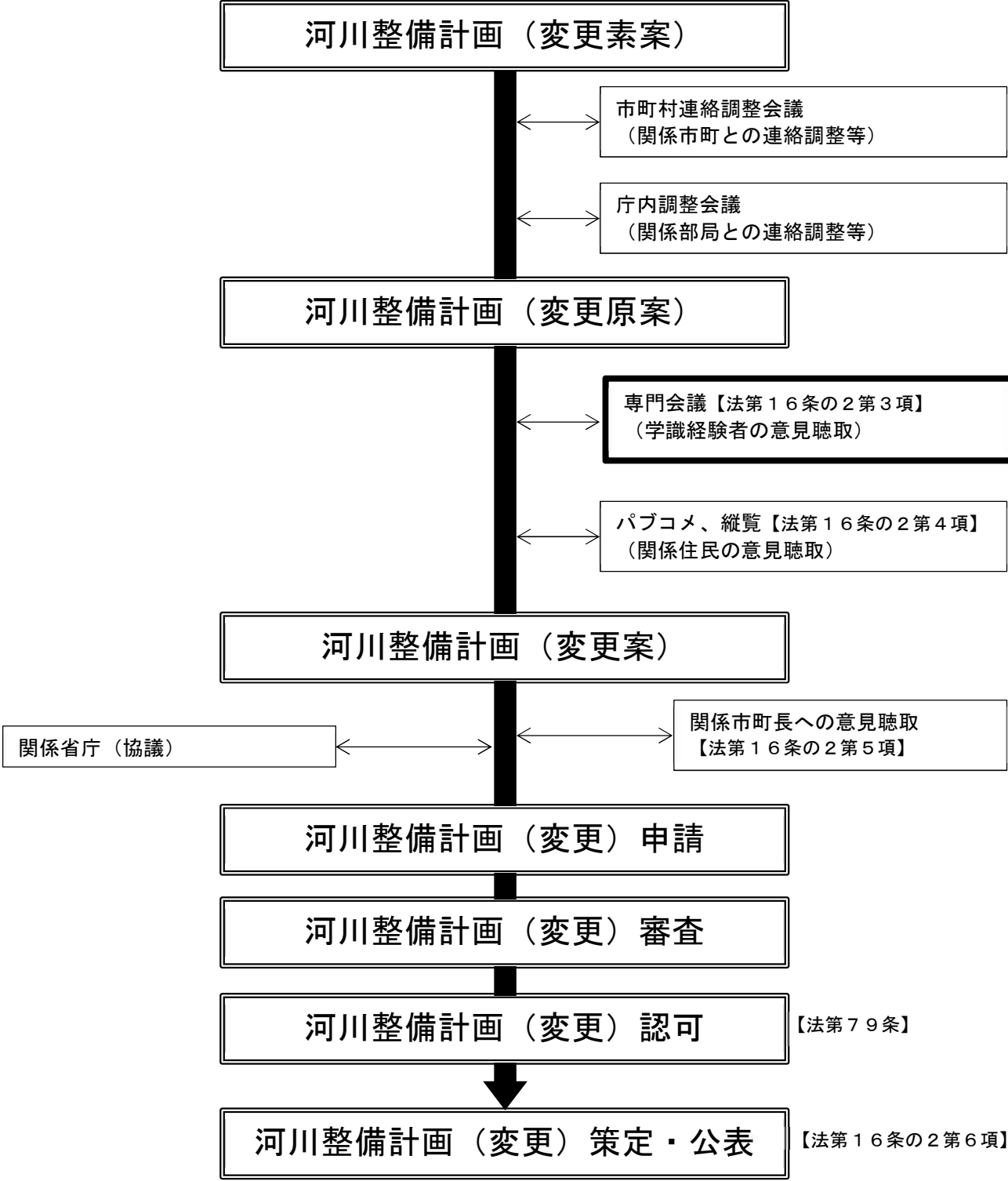


荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画の変更フローについて



<埼玉県河川整備計画策定専門会議の位置づけ>  
 ○目的  
 河川法第16条の2に基づく河川整備計画の策定に当たり、専門的な見地からの意見を聴取すること。  
 ※河川法第16条の2第3項  
 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。